松川事件現地調査から　テントが森に　検察側の新たなウソ

実地検証

裁判長も〝見える〟

「テントが森に見える」――さる十三日から三日間行なわれた松川事件差し戻し審の仙台高裁門田裁判長の実地検証のさい、高橋主任検事がいつたことばだ。つまり昭和二十四年八月十七日午前零時すぎ、高橋、本田、赤間の三被告が東北本線松川―金谷川間のカーブ地点で列車を脱線転覆させるために、福島の町はずれにある鈴木材木店裏を出発してまもない永井川信号所の踏み切りを通つたという「赤間自白」にもとづく検証での検事側の発言なのだ。

十六日の晩は虚空蔵等の宵祭りで臨時にテントを張つて警戒の番人が三人いたし、六十ワットの外灯もついていた。田んぼ道の見通しは、築堤になつている線路道のはるか手まえからよく見える。「その晩は暗かつたので選くからテントは見えなかつた。近くまできてハツとした」という赤間供述は、当夜の現場付近を知らない証明だ。これに対して検察側は「まぶしくて下を向いて歩いてきたから気づかなかつたのだろう」といいわけする。まつ暗な広い野原の二百メートル先きに六十ワットの灯りが一つあつたからといつて「まぶしくて下を向いて歩く」必要があるか。もしそうだとしたら東京の銀座通りなどまぶしくてだれも歩けないことになる。もちろんこんどの検証で門田裁判長も「ああ見えますね」と大声でいつた。今回の十一周年行動デーに参加した千人にのぼる現地調査団も、とうぜんテントと電灯には気づくと判断した。

佐藤は団交にいた

無実の労働者二十人とその家族が十一年もの間、自由を奪われ苦しめられた唯一の理由が、「テントが森に見える」式の狂いじみたデツチあげによるものだつたとしたら、日本には法律も真実もない暗黒の時代といわなければならぬ。彼らはいま長い間かくしていた被告に有利な数々の証拠を逆用して彼らによつて訓練された証人を次々に登場させ、それを裏づける物証のとりそろえに狂奔している。被告側が「聴訪メモ」の陰謀をばくろしたのに対し「田中メモ」をもつてこたえ、「赤間自白」のギマン性に対し「菊地十二証人」をもつてこたえようと試みる。

佐藤被告のアリバイを証明する斉藤証人を東芝松川（現北芝）工場に訪ねると「差し戻し公判が始まるころ警察からよくきた。会社内では面会を拒否しているので自宅へ二回きた。以前は掛時計のことできたが、いまは佐藤君が団交にいたかどうかでくる。いてもらつては困るのでいないと返事してもらいたいのだろうが、たしかにいた。警察が酒や物品を持つてきたことはないが十一年間の精神的な圧迫はたいへんなものだつた。わたしとしてはこんどもいた者はいたと主張していきたい」と話し、良心的な証人にまで絶えず圧力を加えていることが明らかになつたしかもテレビ、新聞などマス・コミを動員してのデマ宣伝をくり出して国民にテントを森に見せようとしているのだ。この新しいたくらみをなぜ考えるのか。

安保地固めの意図

松川事件がおきた当時、東芝松川工場は不当解雇に反対してストに突入していた。国鉄もまた大規模の不当解雇に対して闘争中であつた事件の少し前、労組幹部（のちの高橋被告）は米兵によび出され、ピストルをちらつかせながら闘争をやめろと脅迫された。この事実は当時朝鮮戦争を前にして労働運動を弾圧するために、吾勤家の大量追放を急げと国鉄下山総裁をおどしたGHQシャグノンの動作（松本清張・下山総裁謀殺論）とまつたく同じ手口であつた。そして松川の転覆現場の碑文には「戦争終了後犯罪ノ激激増シ過激思想モ又台頭ス世人騒シクモ憂フルノ時……」この事件がおこつたと記されている。また記憶に新しい安保闘争のさ中、岸・アイクは口をそろえて「国際共産主義の陰謀」と非難し、マツカーサー大使が公然と声明を出し、非公然に報道機関に圧力を加えていた手口と似ている。さらに公安条例の合憲を最高裁に認めさせ、ハガチー事件でつちあげ、不当処分への弾圧と法廷でのファッショ性と共謀の政治的根源に気づく。

松川事件差し戻し審における新しい陰謀は、事件を日本の安保体制を地固めする原料に利用しようとしている。仙台高裁は「全員無罪」の判決を下すことによつてのみ司法権の中立性を認められるのである。

【KNA】（全石油大関幸一記）

他人事と思うな

評論家　中島健蔵

三池闘争のはじまりは、経営上首を切るという資本家と「それは困る」とこれに反対する組合とのたんなる経済闘争だつた。ところがその後、組合に分裂がおき、官憲が出動し右翼があばれるようになつてついに政治闘争の性格をあわせもつようになつた。

労働争議で労資の対立がだんだんはげしくなると、かならず警察裁判所などという国家権力が資本家の側につく、ここからいきおいたたかいは政治的なものになるのだが、三池争議の経過はその筋道どおりだ。

一万人の警官の動員や裁判所の立入禁止などは明らかに資本家に味方したもので、わたしはとくに重視したい。企業の合理化そのものを全面的に否定するものでないが、合理化を口実にして労働組合の活動を否定し、指名解雇を強行しようとすることは、憲法、労働法に定められた基本権の侵害であつて許すことができないと考えている。

ましてこの目的をとげるために資本家が国家権力を使うことなど絶対に許されない。

ところが安保闘争で政府が国民に警察権力を使つたように、こんどは資本家がそれを私用しているのだ。こうなると問題はたんに三池の労働者だけのものでなく、労働者全体、いや国民にとつても重大な問題である。つまり三池闘争は経済的な側面と政治的なそれと二つの問題をもつていることを忘れてはならない。

炭労大会の論議は主として経済的な面のみをとり上げていたように思うが、もつと政治的な側面を重視する必要がある。三池闘争は安保闘争と同じく国民的規模でたたかわねばならない問題なのだ。

そこでわたしは三池闘争も安保闘争と同じように他人ごとと思らないといいたい。それは労働運動の将来、国民生活の今後に重要な影響をおよぼすからだ。

判決とか法秩序を理由に三池の労働組合を非難する人もあるが、労組や政治的抗議行動にたいして違法だからけしからんという立法がおこなわれ、ついには暴力行為も違法にたいしてはやむをえない合法的なものだという空気をつくりだされている現状だ。また裁判所のホツパー周辺の立入禁止の仮処分にしても、それを強行することが合法で、抵抗があれば実力を用い警察力を動員してピケを排除する、そのとき警官が警棒をふりあげて組合員をなぐることも合法だ……という解決がされているありさまだ。中労委も組合活動を全面的にくずしてしまうにひとしい指名解雇について浅い考え方しかしていない。資本家が国家権力を味方としてあつかい、権力もまたそれを当然と考えて行動しているこれを他人ごとと考えてはならない。

新安保と日米経済関係

従属脱し中ソ貿易へ

ハガチー事件とアイク訪日中止

はアメリカに手痛い打撃となつたが、これに対してアメリカの一部で報復措置として日本商品のボイコツトの動きが出た。日本の経営者はこの事態を利用し「会社の製品が売れなくなる」とPRして労働者を企業内に潮じこめておこうとしている。またマス・コミもこれに同調し〝日米経済関係の悪化〟を誇大に報告し、アメリカ帝国主義の闘いをおさえようとかかつているこうしたいい分は正しいのだろうか？またこの宣伝の意図はどこにあるのだろうか？

三十四年度上半期、日本のアメリカ向け輸出は最高潮に達した。電機器具の花型の一つトランジスター・ラジオを筆頭に自動車・繊維製品・雑貨などが大量に太平洋を渡つてアメリカの市場をにぎわした。その額は四億七千万ドルに達し、従来輸入超過であつた対米貿易はついに四千万ドルの輸出超過を記録した。

日米市場獲得が有利

ところでこの対米輸出が最高潮時海外輸出総額の三分の一を占めたところから、対米貿易が過大視される傾向にある。たしかに三十四年度上半期は対米貿易は出超を記録したが、この時期を除けば完全に入超であり、この傾向は再び激しくなつてきている。これは日本がアメリカの有力な市場となつていることを示すものである。これはまた昨年四月アイゼンハワー大統領がゲチスバーグ大学で行なつたつぎのような演説によつても確認されている。――「日本がアメリカから買うものは日本がわれわれに売るものよりもずつと多い日本はわれわれの二大お得意で、カナダのつぎである」

ところでこのアイク演説は一体何を意味するだろうか。日米間の経済関係が「悪化」した場合より困るのはアメリカであるということだ。したがつてアメリカは譲歩しても日本の市場を確保した方が有利である。

日本の財界やマス・コミの「日本がアメリカから離れれば日本の経済が悪化する」という主張はきわめて根拠がうすい。日本の経済がアメリカから離れた場合、これまでの対米輸出を対中ソにふり返えれば容易に事態は解決する。それはまたただ貿易相手の変更だけとどまらず、新安保条約で規制された日本の対米経済従属を自立経済に転換するという重大な意味をもつている。

対米一辺倒の離脱迫らる

アメリカの冷ずなをたち切つたイラクやキューバの例はその良い手本であり、とくにキューバの例は興味深い。キューバは世界一の砂糖生産国として知られているが革命まではその砂糖総生産量三百万トンのうち少なくとも百万トンは対米輸出に向けられていた。ところがアメリカは革命後、報復措置としてキューバ糖の買いつけをやめたので、キューバは新しい市場を開拓する必要に迫まられた。

だが、この問題は比較的簡単に解決した。この二月ソ連のミコヤン副首相がハバナにいき通商交渉を行ない今後五年間に五百万トンの砂糖を買いつける約束をしたのである。この他中国やその他の社会主義国もキューバ糖の買いつけを約束した。これでキューバ経済の最大の問題はなんとか解決した。この例をみても中国やソ連に隣接する日本の目中、対ソ貿易がいかに有望かは明白だ。ここらの事実から日本経済の対米一辺倒からの離脱の必要と可能性はますますはつきりしてくるだろう。

（H）

大逆事件は生きている

広がる真相究明運動

世にいう大逆事件は、明治四十三年に「つくられた」。ことしはそのちようど五十年を記念して〝真実を明らかにする会〟などが中心になつて多彩な行事が行なわれている。秋には事件で二十五年間獄につながれていた唯一人の生存者坂本清馬老（七十五才）や森近運平の妹によつて、最高裁へ再審請求が行なわれようとしている。その大逆事件とは――。

明治の末頃やつと生ぶ声をあげた日本の社会主義は、生まれながらにして当時の政府からひどい圧迫を受けていた。赤旗をふつたというだけでたくさんの社会主義者がブタ箱へほうりこまれた。その一人幸徳秋水の愛人管野スガ子は、無政府主義の影響で直接行動主義の思想がつよく、機械工の宮下太吉ら四人と〝爆裂弾〟なるものをつくつた。それは天皇制批判の手段として「天皇も普通の人間であつて現人神でも何でもないということを教えてやらなければならない」と考えたからだつた。

政府はひそかにこれを探知した。さつそく社会主義運動撃滅の好機到来とばかり、日ごろ目をつけていたもの千数百人を逮捕し、二十六人を起訴した。この結果、明治四十四年一月全員を有罪とし、幸徳以下十二人は判決後一週間もたたぬ間に刑場のツユと消えた。

戦後研究者によつて事件の秘密がはがされてゆくと、なんの関係もなかつた人や秋水を訪ねただけの人などまでが無実の罪で死刑に処せられたことが明るみに出て来た。そして「天皇暗殺の計画といつても具体的な計画もなく、従つて未遂にもならず、せいぜい爆発物取締り法違反くらいのところ」だつたのである。

「詩」

第二組合に訴う

宮浦　T・M

炭労大会を前にして第二組合に心動かす人があると聞きます。私たちは「あつせん案」の諾否は別として「キバ」をとぐ会社に対してこれ以上組織を割ることは許されません。

「人間が人間として働ける職場」を確保するためにも……。

私たちは今こそ「第二組合」の本質をみきわめ、「第二組合」への怒りを燃やすときであると思います。現段階において、そのことは「組織を守る」決定的な要素であると思います。

そういつた私の気持ちをお送りします。

× × ×

投げかけられた　札束の鎖に
もろくも崩折れて　労働歌のスクラムの列から
エゲツなくコソコソと　消え去つた
野良犬……。
その名を　「第二組合」という
「切られた奴の　首の為にストなんて嫌だ!!」
「繋（つなが）つている　俺の首で　一銭でも多く
儲けることが　利巧という者さ!!」
いみじくも　引つぱり出してみせた
その　嘴（はらわた）を――
「第二組合」という
勝つた？勝つた？と今距の如く
かかげた赤旗の　すみに小さく
「新労」と――
じーと視つめていたら　浮き彫り
出された
――灰色の文字が……　旗いつぱいに――
「俺は　裏切り者」と……。
「時がたてば　感情のもつれもほぐれるさ」――
君達（第二組合）の一人が　ニヤリと笑つて吐きだした
そうかも知れない？……　然し
君達（第二組合）の　歩むその影には
たとえ地の果てにのがれようと
地球が太陽の周りを　幾十回まわろうとも
消し切れぬ　灰色の文字が
跳りまつろうだろう――
「俺は裏切り者」と――。
知つているかい　君達（第二組合）は――
嬉しい時には　共に手を結んで歌う喜びを
苦しい時には　組んだスクラムで共に　助け励ます　力強さを――
悲しい時にも　涙で擦る――　堪るたくましい
手と手の　温さを――。
そこに笑つて働ける俺たちの職場がある!!
そこに安心して働ける俺たちの職場がある!!
そうだ!!
そこに人間が人間として
働ける職場が微笑むことを――。

「闘う力の泉となろう」

ひとり　ひとりが

緑ガ丘若葉分会　渡辺務

二十五日に中央委員会を傍聴して、各委員の中執に対する憤満の声を私は聞いた。それは前記した矛盾への追求であり、諦観への叱責であり、弱さへの嘲けりであり下部不信への反撥であつた。これは、炭労大会においても反対意見の中には見られたことだろうと思います。

また、私自身の周囲でもそれは例外ではない。しかし、私たちは中執の方針がそのまま炭労の方針となるものではないと思う。そうなるものでもない。

ところが、この発言を冷静に判断してみて、私はこれが闘う基本的精神に基いていることを理解した。そういう態度の是非は別として中執の、原委員長のその基本的精神には全幅の信頼を寄せるものである。

いう憤満は多くに越したことはなく、強くて悪くはないのである。中執は、原委員長はそうした憤満と、不信へと発展するかも知れない感情の中で、ある期待をもつてその憤満が下部末端まで徹底することをのぞんでいると、あえて断定して私ははばからない。俺は闘いたいが、お前たちの限界は足もとにあると指摘している。

それは大胆に内部の弱点を指摘し、みんながその弱点のひとつひとつを克服してたたかうかまえをつよめようとする善意を呼びかけである。

二〇三号指令の教訓は、天下り式の闘争方針を否定し去つたことに外ならなかつた。要する所は組合員一人ひとりの理解と勇気であろう。われわれの気持はすでにきまつている。統一して最後まで闘う、と。感情に走るようなことはないと。

そして、再開大会を有利に導く運動を個人々々が指示通り積極的に行うことである。

中執はそれを明確に把握し、作為的にまで繰返して強調している。

ところが、この発言を冷静に判断してみて、私はこれが闘う基本的精神に基いていることを理解した。そういう態度の是非は別として中執の、原委員長のその基本的精神には全幅の信頼を寄せるものである。

二〇三号指令の教訓は、天下り式の闘争方針を否定し去つたことに外ならなかつた。要する所は組合員一人ひとりの理解と勇気であろう。われわれの気持はすでにきまつている。統一して最後まで闘う、と。感情に走るようなことはないと。

そして、再開大会を有利に導く運動を個人々々が指示通り積極的に行うことである。